

四 (一)の植物防疫官による消毒が実施されたこと

との確認は、南アフリカ植物防疫機関と共同して、次により行うものとする。
ア 低温処理施設において消毒が行われる場合にあっては、当該施設において五の消毒が行われたことを確認すること。
イ 低温処理船舶において消毒が行われる場合にあっては、輸出港において五の消毒が開始されたことを、輸入港においては当該消毒が終了したことをそれぞれ確認すること。

○農林水産省告示第三百六十八号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第十五に基づき、昭和五十年七月五日農林省告示第六百九十三号(フイリピン共和国産マニラスパー種のマングウの生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。
平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(一)の(ア)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(一)を削る。
六中「そのこん包の三面以上」を「そのこん包には、」に改め、六を七とする。
五の(四)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に行われたことが植物防疫官により確認されること。

○農林水産省告示第三百六十九号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第二十八に基づき、昭和五十四年六月三十日農林水産省告示第九百一十号(アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びびかもじくさ属植物の茎葉に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。
平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改める。

○農林水産省告示第三百七十号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第十三及び第十三号に基づき、昭和五十五年四月三日農林水産省告示第四百三十七号(台湾産ボンカン、タンカン、リュウウチン種のスイートオレンジ及びれいしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。
平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(一)の(ア)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(一)及び(イ)を削る。
七を削り、六を七とする。
五の(一)及び(二)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(三)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。
七の次に次のように加える。

八 航空携行手荷物の輸入

航空携行手荷物として輸入される場合にあっては、三の(一)の植物防疫証明書又はその写しがあるこの包の表面に添付されているものであること。

九 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実のこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第三百七十一号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第十一及び第十六に基づき、昭和五十七年五月二十日農林水産省告示第七百八十号(台湾産ソロ種のパイナップル生果実並びにアーザイン種、カイト種及びヘーゲン種種のマンゴウ生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。
平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(一)の(ア)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(一)及び(イ)を削る。

七中「そのこん包の三面以上」を「そのこん包には、」に改め、七を九とし、六を七とする。
五の(四)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。
七の次に次のように加える。

八 航空携行手荷物の輸入

航空携行手荷物として輸入される場合にあっては、三の(一)の植物防疫証明書又はその写しがあるこの包の表面に添付されているものであること。

○農林水産省告示第三百七十二号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第二十に基づき、昭和五十七年五月二十日農林水産省告示第七百八十一号(カナダ産ランパート種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。
平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(一)を削る。
六を削る。
五の(四)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。
六の次に次のように加える。

七 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実のこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第三百七十三号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第二十六に基づき、昭和六十一年三月二十五日農林水産省告示第四百三十八号(アメリカ合衆国産ハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみの核子に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。
平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(一)を削る。
四の(一)中「五の(一)」を「六の(一)」に改める。
六を七とする。
五の(四)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

○農林水産省告示第三百七十四号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第十八に基づき、昭和六十三年二月二十七日農林水産省告示第八百八十三号(中華人民共和国新疆ウイグル自治区産メロン生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。
平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

四の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(一)を削る。
六を削る。
五の(四)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

二の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。
六の次に次のように加える。

七 表示

二の(一)の検査及び四の消毒が行われた各生果実には、輸出植物検疫が終了している旨の表示がなされており、かつ、そのこん包には、仕向地が日本である旨の表示がなされていること。